

野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第2回）会議結果概要

平成20年2月18日（月）
市役所本庁舎 第1委員会室

開会

あいさつ

（委員長）

寄附金による基金及び市民活動支援制度について審議をする。

会議の進め方について、次のとおり確認。

- ・資料は、事務局と委員長、副委員長で事前協議したもので、これを基に審議願う。
- ・会議スタイルは、プロジェクターとスクリーンを使用し、気軽な雰囲気ですべて自由闊達に意見交換を。
- ・まちづくり条例の策定過程では、多くの市民の参加や意見があり、行政、議会でも慎重な審議がなされてきたものであり、委員の意見だけでなく、これまでの積み上げを踏まえて審議していく。

前回の議事録の確認

- ・事前に各委員へ送付した会議要録について確認。

会議結果の報告等の確認

- ・会議結果はその都度市長へ報告。議会へは月1回開催される全員協議会に報告。その際に意見があれば審議の参考とする。

会議の内容

1. 寄附金による基金及び市民活動支援制度について

市民活動の定義（現状と課題）

資料に基づき、まちづくり条例における市民活動とまちづくりの定義を確認したうえで、現在の市民活動団体の登録状況と平成17年市民活動実態アンケート調査結果に基づき、市民活動団体が抱える課題について説明。

（委員長）

市民活動は、市民の主体性に基づくものであり、その公益性の判断が必要となる。市民活動団体の現状（308団体）から、他市と比較しても人口5万人の自治体としては、自慢できるものである。

（事務局）

分類は、各団体からの申し出によるものであり、NPO法人の法分類を基準に市

に合う形で再分類したもの。平成 17 年の 303 団体から今回 308 団体に増えているが、活動を廃止された団体や新たに設立された団体があり、その結果、総数として増加している。また分野別にみると、スポーツ、環境、防犯・地域安全、福祉、保健・医療の分野で増加傾向にあった。

(委員長)

団体の活動上の課題は活動資金にあるということがよくわかる。こうした現状と課題を十分把握したうえで、必要な制度について議論していきたい。

(委員)

市民活動促進計画の策定に際し、多くの団体からご意見を聞き、計画書づくりがなされた。団体の課題は資金だけでなく、活動ノウハウのアドバイスや広報など、幅広い視点での支援が求められていた。

(委員)

資金が一番の問題だが、活動場所の問題や人の問題も大きい。後継者の育成や会員を増やしていくことも大きな課題である。

(委員)

市の財政健全化計画に基づき歳出の削減が求められており、コミセンなどの公共施設使用料の見直しがなされる。仮に使用料の減免がなくなると利用者負担が増えるが、財政の健全化のためにはやむを得ないことも認識できる。

(委員長)

市財政の健全化と市民活動を推進するという視点との整合をどう図っていくのかが問題である。

(委員)

支援制度の議論も必要だが、寄附金の歳入の議論も必要である。

(委員長)

検討の進め方として、まずは市民活動の支援に何が必要かについて、現状と課題からご意見を伺い、次のステップとしていきたい。

(委員)

市民活動データブックのなかでも、同好会的なグループもあれば、公益性の高い団体もあり、全てが同じ議論にはならないのではないかと。

(委員長)

市民活動の現状は明らかであるが、市民活動の定義から考えると公益性が問われる。市民活動の資金として支援する場合には、全ての団体に画一的に資金援助するというにはならない。

(委員)

活動を継続していくことが大切であり、会員を増やすことが大きな課題である。

(委員長)

会員拡大に向けて、市民活動をもっと啓発していくことが求められる。活動を市民に知らしめていくことが必要である。

(委員)

活動の啓発面では、自治会の協力を得て、回覧により周知したこともあり、それを見て参加された方もいるように、さらにPRしていく必要性を感じる。

(委員長)

自らの団体だけでなく他の団体活動もPRをしていくことなど、相互の連携も必要である。

(委員)

活動のなかで会員の研修もしているが、小さな活動であり大きな資金を必要とはしていない。活動内容(障害のある子どもたちの理解をどう深めていくのか)について、もっと充実させたい。地域のなかで、地域にもっと密着し、理解を増やしていくことが大切。また、別の団体(子育て支援活動)では、補助金の交付も受けているが、わずかな額でも資金が必要な場面が多くある。

(委員長)

自治会をエリアとした市民活動もあり、自治会からの資金支援されている例もあるが、データブックには全て網羅されているか。

(事務局)

申し出によるものであり、全ての活動が掲載されているとは限らない。

既存の補助金と新たな支援制度(その目的等)

(委員長)

この議論の根拠規定は、まちづくり条例第25条及び第26条になる。根拠規定を踏まえて、私共の委員会は既存の補助金と新たな寄付金による支援制度とについて、その性格を共有認識としていきたい。

市の既存の補助金は情報公開されているが、寄附金の課題は継続性に問題がある。サッカーの全国大会など一過性の寄附金は集まるが、継続していくことが大切。ヨーロッパやアメリカの寄附文化と日本の土壤に違いがあるが、そうしたこともスタディとして確認していきたい。

(事務局)

現在の市の補助金制度について、その原資は、税金が主なものであり、市民の義務に支えられている。そのなかで団体運営補助金は、市が奨励的に設立された団体への補助金、法令や国県制度による補助金、その他社会教育関係団体への補助金などに大別され、それぞれ交付基準の要綱が定められて、市の各施策の実現を目的としている。その施策の目的達成のために最低限必要なものを市議会での予算議決を経て、市長の審査により補助金交付されている。しかし、そうした既存

の制度の枠に当てはまらない様々な地域課題に対処する多様な市民活動が多く芽生え、主体的に新しい公共の担い手として活動されており、それをみんなで支えていくために、まちづくり基本条例において寄附金を原資としていくことが規定されている。条例では、まちづくりへの参加や、原動力となる市民活動は、義務ではなく主体的なものであること、更には、事業者の役割として社会的責任など、主体性をもってまちづくりを支えようとするもの。既存の補助金も新たな支援制度も最終的には、市民福祉の向上につながるものであり、よりよいまちの実現を目的とするもの。

(委員長)

今回の議論で市民活動は多様性がある。税金による補助金の支援と寄附金による支援とは違いがあることを認識して、なぜ寄附金なのかということが確認できたのではないのでしょうか。

(委員)

まちづくり条例における寄附金の規定は、まちづくりに参加する市民の意志として、市民活動を支えようとするもの。欧米諸国では寄附文化があるが、日本でも社会のしくみが大きく変化している。協働のまちづくりを推進するうえで、寄附金による支援という制度も必要な制度であり、まちづくり基本条例に明記された。

(委員長)

将来的には市民活動と寄附金という組み合わせは常識的なものになっていくと考えられる。

(委員)

支援制度に関する基金を設置するには、いくつかの事例がある。寄附金のみを原資とし対象をNPO法人だけに限定をしている例や、寄附金と同額を市が補填している例のほか、自ら納めた税金の一部を市民活動の支援のために投票していく例もある。

(事務局)

寄附金のみを原資としてNPO法人への支援をしている例、寄附金と市から同額を積み立てるマッチングギフト方式による市民活動団体の設立支援やステップアップを支援していく例などが先例としては大半である。

(委員長)

純粋に寄附金を原資として、NPO法人に限らず市民活動団体を支援していくことも必要であり、少ない寄附金でもその思いを大切に支援していくことが必要。本市の支援制度にはどういう視点が必要なのか、次回に議論していきたい。

- 休憩 -

(委員長)

事務局で次回までにNPO法人について現状資料等を準備願う。

市民活動の支援について、その啓発PRも必要ということであった。また、当初の寄附金は大きな額にはならないと想定される。たとえ当初年度の寄附金額が10万円程度であってもいいと思う。少ない額だから支援は無理だという議論ではなく、条例の趣旨を念頭に、その意志をどのように有効に活用していくのか、そのなかで広げていくという考え方でよいのではないか。そのことから、条例第25条の条文の解説において、市民活動の支援には市民活動の表彰も必要であることが記載されているが、表彰することや活動をPRしていくことを含めた支援制度となるようなことも提案したい。継続的に寄附金を集めていくには、そうした実績を積み上げていくことで、制度自体を育てていくことにつながる。

次回には、今回の議論をたたき台にして、あらかじめ委員のご意見を事務局で確認し、整理したうえで、次回の委員会の議論をしていきたい。

2. その他

次回の委員会の日程は、事務局から連絡のうえ調整する。

閉会 (15:40)